

県と指定管理者のリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		指定 管理者	県
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増	○	
金利変動	金利変動に伴う経費の増	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更	○	
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更		○
	上記以外の税制変更	○	
不可抗力 (注)	不可抗力に伴う施設、設備の修復による経費及び事業履行不能		○
施設・設備の 修繕	経年劣化によるもの (1件あたり30万円未満のもの)	○	
	経年劣化によるもの (上記以外のもの)		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方の特定できないもの (1件あたり30万円未満のもの)	○	
	第三者の行為から生じたもので、相手方の特定できないもの (上記以外のもの)		○
	指定管理者が施設の利用促進のために自主的に 行う修繕等	○	
管理物品(備 品)	備品の修繕、更新、購入 (1件あたり30万円未満のもの又は指定管理者が施設の利用促進のため自主的に 行うもの)	○	
	備品の修繕、更新、購入 (上記以外のもの)		○
第三者への賠 償	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者 に損害が生じた場合	○	
事業終了時の 費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は指定管 理者が指定期間途中において業務を廃止した場 合における事業者の撤収費用、引継ぎに要する 費用	○	

(注) 「不可抗力」とは、天災(地震、津波、噴火、落雷、暴風雨、洪水、異常気象、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)並びに県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由をいい、例えば単なる天候不順等による施設利用者数の増減は含まない。